

書名：ミヤケン先生の合格講義 2級建設機械施工管理技士

発行：2022年4月20日 第1版第1刷発行

ISBN：978-4-274-22858-2

◆訂正内容

下記の内容は、いずれも「建設業法施行令の一部を改正する政令(令和4年11月18日政令第353号,令和5年1月1日施行)」により、法令の変更に対応したものです。

頁数 位置	正誤内容		備考
	誤	正	
P141 こんな問題が出 題されます!(2)	(2) 国から発注された請負代金額が7,000 万円の建築一式工事の主任技術者又は監理技 術者は、	(2) 国から発注された請負代金額が8,000万 円の建築一式工事の主任技術者又は監理技術 者は、	
同 解説 上から4行 目	特に下請金額が4,000万円以上の場合には監 理技術者を	特に下請金額が4,500万円以上の場合には監 理技術者を	
P142 重要ポイント 講義 1 上から4 行目	(外注総額)が4,000万円以上となる場合は	(外注総額)が4,500万円以上となる場合は	
P142 表「技術者の 設置を必要とする工 事」3行(監理技術者 を設置する工事現場) 2列目(建設工事の内 容)	元請工事で、合計4,000万円(建築一式工 事6,000万円)以上の工事を下請に出す工 事現場	元請工事で、合計4,500万円(建築一式工 事7,000万円)以上の工事を下請に出す工事現 場	
同 3列目(専任を要 する工事)	不特定多数が使用する施設の工事で3,500万 円(建築一式工事7,000万円)以上の工事	不特定多数が使用する施設の工事で4,000万 円(建築一式工事8,000万円)以上の工事	
P143 表「一般建設業 と特定建設業」2行 (一般建設業)2列目 (内容)	・元請の場合4,000万円(建築一式工 事では6,000万円)に満たない工事しか下請業 者に出さない	・元請の場合4,500万円(建築一式工 事では7,000万円)に満たない工事しか下請業 者に出さない	
同 3行目(特定建設 業)	・元請の場合4,000万円(建築一式工 事では6,000万円)以上の工事を下請業者に施 工させる	・元請の場合4,500万円(建築一式工 事では7,000万円)以上の工事を下請業者に施 工させる	
P146 「元請負人の義 務」(上から12行目)	この工事を施工するための下請契約の請負代 金の額が、4,000万円(建築一式工事の場合 は6,000万円)以上になるときは、	この工事を施工するための下請契約の請負代 金の額が、4,500万円(建築一式工事の場合 は7,000万円)以上になるときは、	